

業務の状況に関する説明書類

第 15 期事業年度

(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで)

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

この書面は、金融商品取引法第 66 条の 39 の規定に基づき作成されたものです。

I. 当社の概況及び組織

1. 商号

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

2. 登録年月日及び登録番号

2010年12月17日 金融庁長官（格付）第7号

3. 組織の概要

別添1「組織図」をご参照ください。

4. 当社の株主

株主名	フィッチ・レーティングス・リミテッド
株式保有数	100株
議決権割合	100%

5. 役員

役 職	氏 名
代表取締役社長	林 正治
取締役	莊 偉昌
取締役	工藤 仁章
監査役	郭 韵清

6. 信用格付業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階

7. 信用格付業以外に行っている事業の種類

関連業務

- 信用格付に関連するレポート等の提供
- 私的信用格付等の付与又は当該格付関係者等に対する提供及びそれに関連するレポート等の提供

その他業務

- ウェブサイトの購読サービスの媒介
- 市場データに基づく格付符号を用いたスコアの提供サービスの媒介
- CDS スプレッド・データの提供サービスの媒介
- 金融機関の財務データの提供サービスの媒介

- カントリー・リスク情報の提供サービスの媒介
- マーケット・データの提供サービスの媒介
- 業界分析情報の提供サービスの媒介
- ESG 関連商品提供サービスの媒介（購読者関連）
- ESG 関連商品提供サービスの媒介（発行体関連）

8. 関係法人の商号及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地
別添 2「関係法人の状況」をご覧ください。

9. 法令等遵守責任者
工藤 仁章

10. 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名
黒田 篤、青山 悟

11. 監督委員会の委員の氏名
森 利博（独立委員）、鳥谷 礼子（独立委員）、林 正治、莊 偉昌、工藤 仁章

II. 業務の状況

1. 当期における業務の概要

当期は、米国市場の金利水準が前年に引き続き概ね安定して推移したことに加え、国内金利の上昇を背景に、金融機関および事業会社向けの各格付部門において外貨建て債券の発行が大幅に増加しました。これに伴い、発行体格付の新規取得も着実に進展し、国内企業の格付カバレッジは拡大しました。一方、ストラクチャード・ファイナンス格付部門では、カバレッジ数に大きな変動は見られませんでした。

国内外のクレジット動向に関しては、市場関係者向けの説明機会を積極的に設けるとともに、国内外の投資家、発行体、証券会社等の市場参加者との対話を通じて、タイムリーかつ継続的な情報発信に努めました。

こうした結果、当期の当社売上高は 2,643 百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 売上高

信用格付行為の役務の対価	1,479 百万円
信用格付行為以外の役務の対価	1,164 百万円
計	2,643 百万円

※信用格付行為以外の役務の対価には、当社が関係法人各社に対して提供した役務の対価としてのフィッチ・グループ内売上 1,123 百万円を含みます。

(2) 一の格付関係者から信用格付業に係る売上高の百分の十を超える手数料を得ている場合には、当該格付関係者の氏名又は名称

野村ホールディングス株式会社、キオクシアホールディングス株式会社、日産自動車株式会社

(3) 金融商品又は法人の信用状態の変化に関する統計その他の情報

当社ウェブサイト「規制関連」ページに掲載されている「デフォルト・格付遷移スタディ」をご覧ください。

(4) 付与した信用格付（信用格付を付与した日から一年以上経過したもの）の履歴に関する情報

当社ウェブサイト「規制関連」ページに掲載されている「格付履歴情報」をご覧ください。

(5) 関連業務及びその他業務の業務の状況

「I. 当社の概況及び組織 7. 信用格付業以外に行っている事業の種類」に記載した業務を行い、関連業務においては 41 万円の売上を計上しました。一方、その他業務からの収入は、上記(1)売上高の項に記載した「当社が関係法人各社に対して提供した役務の対価としてのフィッチ・グループ内売上」に含まれております。当社においては、その他業務は、すべてフィッチ・グループ法人に対する媒介業務であり、購読者から等、フィッチ・グループ法人以外から直接受領し、計上する売上はありません。

(6) 格付アナリストの総数

6 名

3. 信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系

- (1) 金融機関（銀行、証券会社、保険会社等を含む）及び事業会社に関する格付手数料としては、格付発行体への年間手数料及び債券発行時の格付手数料を設定しています。手数料については、発行体の資産規模、債券発行規模及び債券の内容等により異なる手数料水準を設定しています。
- (2) ストラクチャード・ファイナンス商品に関する格付手数料としては、新規格付付与時の当初格付手数料及び案件期間中のサーベイランス手数料を設定しています。手数料については、裏付資産、発行金額、分析手法等に応じて異なる手数料水準を設定しています。

III. 業務管理体制の整備の状況

1. 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置

当社は、当該事業年度末時点では、保険会社を除く金融機関及びその金融商品を対象とする信用格付について、主任格付アナリストに関するローテーション・ルールを適用しております。

事業会社又は保険会社及びその金融商品並びに資産証券化商品を含むストラクチャード・ファイナンス商品を対象とする信用格付の付与については、同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする格付委員会において、議決権を有する者の総数の三分の一以上の者が、連続して議決権を行使しないものとしています。ただし、資産証券化商品以外が信用格付の対象となる場合、同一事業年度内に同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする格付委員会が複数回行われるときは、この限りではありません。

当社は、主任格付アナリストが信用格付の付与に係る過程に関与した記録及び議決権を行使した格付アナリストに関する記録を、適切に保存するものとしています。

2. 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置

当社は、信用格付業の業務の適正を確保するために、以下の措置を講じています。

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程を定めるとともに、同規程に従って取締役会を運営しております。
- (2) 代表取締役社長は、当社の業務を統括し、格付業務委員会が、社内規程に従って代表取締役社長の指示の下に信用格付業務を執行しています。内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行い、必要に応じて、是

正、改善のための対策が講じられます。

- (3) 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理のために、取締役の職務の執行に係る情報は、文書化のうえ保存され、取締役又は監査役等が適時閲覧可能な状態を維持しています。内部監査に関する部門は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行い、必要に応じて、是正、改善のための対策が講じられます。
- (4) 付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することその他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するために、格付等の公表その他の事務処理に関して、確認体制を含む方法・手順を定め、当該方法・手順に従った事務処理を実施しているほか、当該方法・手順の妥当性・実効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。
- (5) 損失の危険の管理のために、業務の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとっております。
- (6) 取締役会は、構築された内部統制システムの妥当性及び実効性を定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っております。

3. 法令等遵守を確保するための措置

当社は、法令等遵守を経営上の重要課題と位置付け、当社の役職員が法令及び定款を遵守し、その職務を遂行するための行動規範としてフィッチ・レーティングス・ジャパン行動規範を採用し、コンプライアンス・マニュアルその他のコンプライアンス体制に係る諸規程を制定しています。

法令等遵守責任者及びその指名する者は、当社規程及びすべての関係法令等の遵守状況を、監督するものとし、法令等遵守責任者は、法令等遵守関連の情報が、経営陣及び各部門との間で、的確に連絡・報告されることを確保するため、研修による周知徹底等、必要な措置を講じております。

監督委員会は、関係法令上要求される業務管理体制について、取締役会及び格付業務委員会が講じた措置の適切性等についての調査及び検証を行う権限及び責任を有するものとしております。

4. 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置

(1) 格付アナリストの採用及び研修に関する方針

当社は、信用格付業の業務を適切かつ円滑に遂行するために必要な専門的知識及び技能を有する者の採用に努めることとし、そのための規程を定めています。

役職員の資質の向上を図るため、コンプライアンス全般及び業務全般に関する研修を実施しています。また、当社及びグループ共通の方針及び手続並びに関連

法令等に関する研修も、必要に応じて実施するとともに、当該研修の評価を適宜行い、内容の見直しを行うなどして、実効性の確保に努めることとしています。

(2) 格付アナリストの配置

当社では、信用格付業の業務を適切かつ円滑に遂行するために必要な人数の格付アナリストを適切に配置するため、業務量及び人員配置の妥当性を、定期的に（及び必要に応じて）検証することとしています。

(3) 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置

当社は、信用格付の付与にあたり、発行体、引受人及びその他信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、格付担当者は、所定の格付付与方針等に則り、かかる情報に関する調査及び、当該証券について当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、可能な限り行うこととしております。

(4) 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置

当社は、当社が使用する格付付与方針等を定期的に見直すために、レビューを行う組織として格付業務委員会を設置し、これを実施しております。

当社は、資産証券化商品を含むストラクチャード・ファイナンス商品における原資産の信用状態の特性が大きく変化したと判断した場合には、資産証券化商品の格付プロセスにおいて用いる既存の格付方法及びモデルの妥当性を検証するものとし、また、その方針及び手続を定めています。

(5) 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置

当社は、格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、既存信用格付の見直しの正当性と必要性、見直しの規模、影響を受けるとされる信用格付の範囲、見直しが完了するまでの予想期間等の説明に努めます。見直し対象となった信用格付は、可能な限り速やかに見直すものとしております。

(6) 資産証券化商品（当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置

主任格付アナリストは、格付委員会に提出する資料を作成する過程において、当該格付対象案件が「過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合」に該当するおそれがあると認識した場合、当該格付部門の統括責任者と協議のうえ、必要に応じて、格付業務委員会の判断を仰ぎます。同委員会が該当すると判断した場合、当該資産証券化商品に対して信用格付を適正に付与することが可能であるかを検証するために必要な措置を講じるものとします。同委員会は、当該格付の付与が可能であると判断する場合には、所定の規程に則り当該資産証券化商品に適合する格付付与方針等の決定を行うものとしております。

(7) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置

当社は、信用格付のモニタリング及び更新業務のために、適切な人材及び財源の配分を確保するものとしております。信用格付について更新を行わない旨を明示している場合を除き、いったん信用格付を公表した後は、格付関係者及び他の公開情報源から入手した情報に基づいて、主任格付アナリスト等が信用格付を継続的にモニターのうえ、適切な措置を講じるものとしております。

5. 特定行為の種類及び利益相反回避措置

当社における、特定行為の種類及び利益相反回避措置については、当社ウェブサイト「規制関連」ページからご覧いただける、特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要について記した文書をご参照ください。

6. 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置

当社は、かかる場合、当該格付アナリストが過去2年間に関与した格付の妥当性を検証するための委員会を組成し、所定の手続により妥当性を検証し、法令等遵守責任者に報告するものとしております。格付の妥当性に疑義がある場合は、当該信用格付に関して格付委員会による再検討を行う等、必要な措置を講ずるものとしております。

7. 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置

関連業務が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないために、関連業務に関する手数料及び支払のうち私的信用格付等に該当するものについては、営業部、レポート等の提供に関する手数料については、サブスクリプション関連部によって取り扱われるものとしております。営業部及びサブスクリプション関連部は、格付部門に対

して、関連業務の手数料に関する情報を一切開示しないものとしております。

その他の業務が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないために、その他業務のうち ESG 関連商品提供サービスの媒介（発行体関連）については営業部により、これ以外のその他業務については、サブスクリプション関連部によって遂行されるものとしております。営業部及びサブスクリプション関連部は、格付部門に対して、その他業務の契約者に関する情報を一切開示しないものとしております。

8. 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置

当社は、資産証券化商品に対して公開信用格付を付与する場合、以下の措置を講じるものとしております。

- (1) 当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目を、当社のウェブサイト上にて公表すること
- (2) 口頭又は文書（電子メールを含む。）にて、格付関係者に対して情報の公表等の措置を講じるように働きかけること
- (3) その働きかけの内容及びその結果を、可能な限り信用格付付与時に、又は付与後となる場合でも可及的速やかに公表すること

9. 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置

当社は、役職員の報酬の枠組みを、現実の利益相反及びその可能性を排除し、又は効果的に管理するようにこれを構築しております。格付担当者は、その格付対象とする、又は日常的に交流がある格付関係者から当社が得る収入額に基づいて、報酬を受けたり評価されないものとしております。

取締役会は、格付アナリスト及び格付プロセスに参加している、又はこれに影響を与え得るその他従業員並びに法令等遵守責任者に対する報酬の方針及び運用について、当社の格付プロセスの客観性を阻害しないよう見直しを行うものとしております。

10. 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置

当社では、格付担当者が、手数料や支払いに関する格付関係者との協議を開始又はこれに参加することを禁止しています。かかる協議は、すべて営業部の構成員が担当するものとし、格付担当者が、格付関係者から格付手数料に関する照会を受けた場合には、営業部の構成員にその対応を委ねるものとしております。

11. 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置

当社は、信用格付業の業務に関して知り得た情報及び秘密を、信用格付業を公正かつ的確に遂行するために必要と認められる目的及び提供者から承諾を得た利用目的その他法令上許容される目的のためのみに使用するものとしております。当社は、当社に属する、又は保有されているすべてのかかる情報及び秘密を、不正行為、盗難又は悪用から保護するため、あらゆる合理的な措置を講じるものとしております。

12. 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置

当社は、当社の業務に関し第三者による苦情を受けた場合、コンプライアンス室を担当部署として当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該第三者に十分な説明を行う等、迅速な解決に努めるものとしております。また、必要に応じて再発防止策を策定するものとしております。

13. 監督委員会の運営方針並びに委員の氏名及び選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む。）

(1) 監督委員会の運営方針

監督委員会は、関係法令上要求される業務管理体制について、取締役会及び格付業務委員会が講じた措置の適切性等について調査及び検証を行い、その結果に関する取締役会等に対する報告及び改善事項として指摘した事項に関する対応の監視を目的として、定期的及び必要に応じて開催するものとしています。

(2) 委員の氏名

前述のとおりです。

(3) 委員の選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む。）

監督委員会の構成員（監督委員）は、取締役会により選任される3名以上の者とし、監督委員のうち3分の1以上（監督委員が3名の場合にあっては、2名以上）は、独立委員としております。独立委員は、当社、当社の子法人、当社を子法人とする他の法人又は当社を子法人とする他の法人の子法人（当社を除く。）の役員（監査役又は監事その他これらに準ずる者を除く。）又は使用人（以下「関係役員等」という。）ではなく、かつ、過去5年以内に関係役員等となったことがない者としております。

14. 信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範を記載した書面
当社ウェブサイト「規制関連」ページに掲載されている「フィッチ・レーティングス・ジャパン行動規範」をご参照ください。

IV. 格付方針等の概要

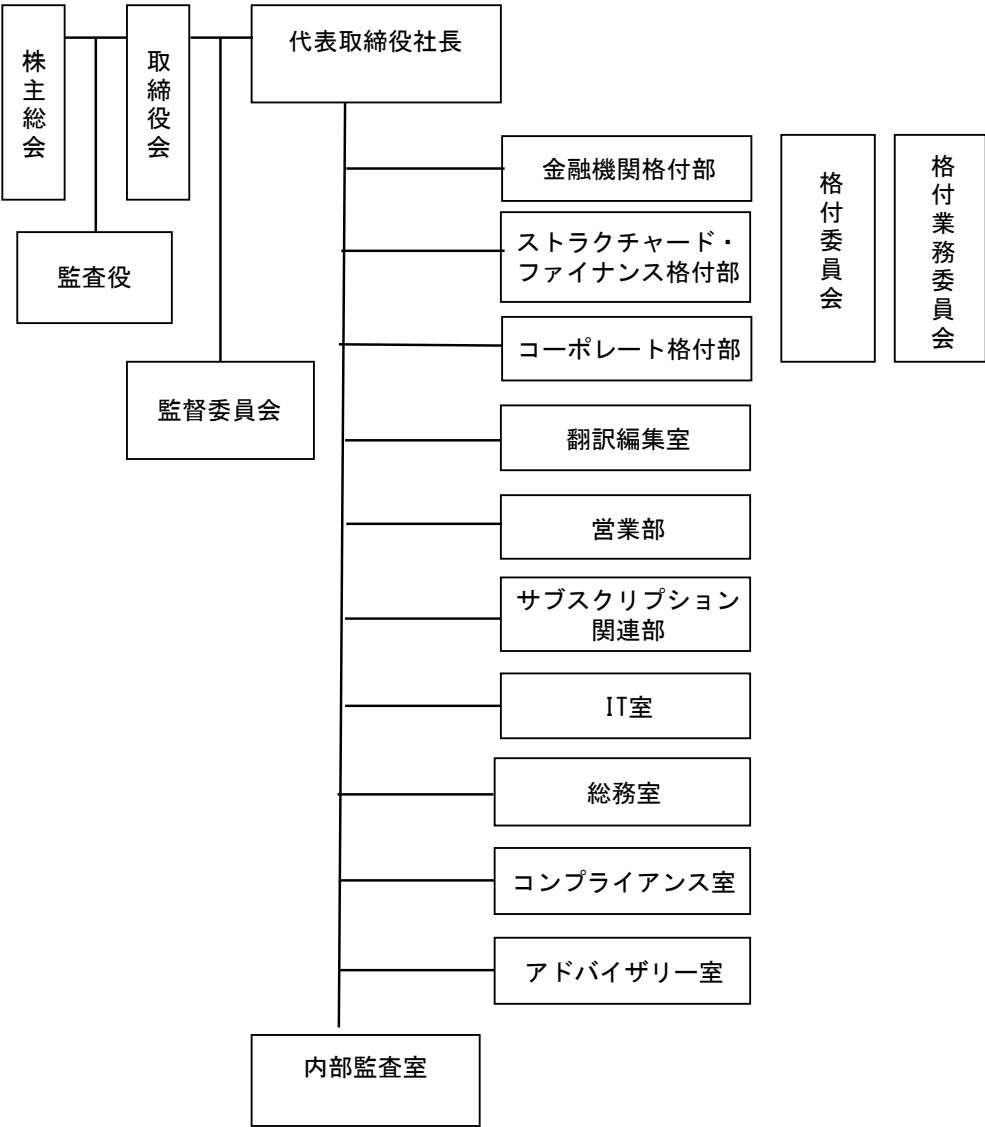
当社ウェブサイト「規制関連」ページに掲載されている「格付付与方針等」及び「格付提供方針等」並びに「格付基準」をご参照ください。

V. 信用格付業者の関係法人及び子法人の状況に関する次に掲げる事項

1. 信用格付業者並びにその関係法人及び子法人の集団の構成
別添 3 「関係法人構成図」をご参照ください。
2. 関係法人及び子法人の商号又は名称並びに主たる営業所又は事務所の所在地及び主たる事業の内容
別添 2 「関係法人の状況」をご参照ください。

別添 1 組織図

2025年12月31日現在



別添 2 関係法人の状況

2025 年 12 月 31 日現在

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容
フィッチ・レーティングス・インク	33 Whitehall Street, New York, NY 10004, USA	信用格付業
	(シカゴ支店) One North Wacker Drive, 23rd floor, Chicago IL 60606, USA	信用格付業
	(オースチン支店) 2600 Via Fortuna, Suite 330 Austin, TX 78746, USA	信用格付業
	(サンフランシスコ支店) 1 Post Street, Suite 900, San Francisco, CA 94104, USA	信用格付業
フィッチ・レーティングス・カナダ・インク	22 Adelaide Street West, Suite 2810 Toronto, ON M5H 4E3, Canada	信用格付業
フィッチ・ソリューションズ・インク	33 Whitehall Street New York, NY 10004, USA	信用格付の提供等
フィッチ・セントロアメリカ・エス・エー	Los Proceres 24-69, Zona 10, Torre 1, Nivel 9, Oficina 910, Zona Pradera, Guatemala, Guatemala	信用格付業
フィッチ・コスタリカ・カリフィカドール・デ・リエスゴ・エス・エー	Officiator Ejective La Sabana Edific e 6, 5to Piso, San José, 13930-1000, Costa Rica	信用格付業
フィッチ・レーティングス・コロンビア・エス・エー・ソシエダッド・カリフィカドール・デ・バロレス	Carrera 7 # 71 - 21 Torre B Piso 13 Bogota, Colombia	信用格付業
フィッチ・レーティングス・リミテッド	30 North Colonnade, London, E14 5GN, UK	信用格付業
	(ドバイ支店) Floor 18, Maze Tower 83, Sheikh Zayed Road, Dubai, United Arab Emirates	信用格付業
フィッチ・ソリューションズ・リミテッド	30 North Colonnade, London, E14 5GN, UK	信用格付の提供等
フィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド	88 Harcourt Street, Dublin 2, D02 DK18, Ireland	信用格付業
	(ミラノ支店) Via Morigi, 6 - Ingresso Via Privata Maria Teresa, 8 Milan 20123, Italy	信用格付業

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容
(前頁より続く)	(フランクフルト支店) Neue Mainzer Strasse 46-50 D-60311 Frankfurt am Main, Germany	信用格付業
	(パリ支店) 28 Avenue Victor Hugo 75016 Paris, France	信用格付業
	(ワルシャワ支店) Central Point, Marszałkowska 107, Warsaw 00-110, Poland	信用格付業
	(バルセロナ支店) Avinguda Diagonal 601, 4th floor 08028 Barcelona, Spain	信用格付業
	(マドリッド支店) Pza de Pablo Ruiz Picasso 1, Torre Picasso 19th floor, 28020 Madrid, Spain	信用格付業
	(ストックホルム支店) Kungsgatan 8 111 43 Stockholm, Sweden	信用格付業
フィッチ・レーティングス・ブラジル・リミターダ	Av. Barão de Tefé, 27, Sala 601, Saúde, Rio de Janeiro, CEP 20220-460, Brazil	信用格付業
	(サンパウロ支店) Alameda Santos, 700 - 7º andar, Cerqueira César São Paulo 01418-100, Brazil	信用格付業
フィッチ・チリ・クラシフィカドーラ・デ・リエスゴ・リミターダ	Alcantara 200, Oficina. 202, Las Condes, Santiago, Chile	信用格付業
フィッチ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	Edificio Connexity, Prol. Alfonso Reyes No. 2612, Piso 8, Col. Del Paseo Residencial, Monterrey, N.L., Mexico 64920	信用格付業
	(メキシコシティ支店) Blvd Manuel Avila Camacho #36 Floor 23, Edificio Esmeralda II, Col. Lomas de Chapultepec, Alcaldia Miguel Hidalgo C.P. 11000, Mexico City	信用格付業
フィッチ・リパブリカ・ドミニカーナ・エス・アール・エル	Ave. Gustavo Mejia Ricart, Esquina Ave. Abraham Lincoln. Torre Piantini, Piso 6, Ens. Piantini, Santo Domingo, Distrito Nacional, RD. Dominican Republic	信用格付業

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容
フィッチ・オーストラリア・プロプライエタリー・リミテッド	Suite 15.01, Level 15, 135 King Street, Sydney NSW 2000, Australia	信用格付業
	(台北支店) Suite A2, 23F., No. 68, Sec. 5, Zhongxiao E. Rd., Xinyi District, Taipei, 110 Taiwan	信用格付業
	(ソウル支店) 9F Kyobo Securities Building 97, Uisadang-daero, Youngdeungpo-Gu, Seoul, Korea	信用格付業
フィッチ・レーティングス (ベイジン) リミテッド	Unit 02-2 & 03, 10/F, Fortune Financial Center, 5 Dongsanhuanzhong Road, Chaoyang District, Beijing 100020, China	信用格付業
フィッチ・レーティングス・シンガポール・プライベート・リミテッド	1 Wallich Street, #19-01 Guoco Tower, Singapore 078881	信用格付業
フィッチ (ホンコン) リミテッド	19/F Man Yee Building, 68 Des Voeux Road Central, Hong Kong	信用格付業
ピー・ティー・フィッチ・レーティングス・インドネシア	DBS Bank Tower, 24th Floor, Suite 2403 Jl. Prof. Dr. Satrio Kav 3-5 Jakarta 12940, Indonesia	信用格付業
韓国企業評価株式会社	Kyobo Securities Building 6th-8th Flr. 97, Uiasadang-daero, Yeongdeungpo-Gu, Seoul 07327, Korea	信用格付業
インディア・レーティングス・アンド・リサーチ・プライベート・リミテッド	Wockhardt Tower, 4 th Floor, West Wing, Bandra Kurla Complex, Bandra East, Mumbai 400 051, India	信用格付業
フィッチ・レーティングス・ランカ・リミテッド	#15-2, East Tower, World Trade Center, Colombo 00100, Sri Lanka	信用格付業
フィッチ (チャイナ) ボウファ・クレジット・レーティングス・リミテッド	Unit 01 & 02-1, 9/F, 5 Dongsanhuanzhong Road, Chaoyang District, Beijing 100020, China	信用格付業

別添 3

関係法人構成図

2025年12月31日現在

(黄色で表示した法人が関係法人)

